

(ご注意) 通学中の事故・学校施設等相互間の移動中の事故については学研災普通保険及び通学中等傷害危険担保特約に加入の場合に限り支払いの対象となります。

IV. 通学中等傷害危険担保特約

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、普通約款^{(*)1}第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、被保険者が大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的を持って、合理的な経路および方法^{(*)2}により、被保険者の住居^{(*)3}と学校施設等との間を往復する間または学校施設等相互間を移動する間に生じた事故によってその身体に被った傷害に対しても、保険金^{(*)4}を支払います。

(2) (1)の往復する間または移動する間に経路を逸脱または往復もしくは移動を中断した場合には、その逸脱または中断の間およびその後は(1)の往復する間または移動する間を含みません。ただし、その逸脱または中断が授業等、学校行事もしくは課外活動に必要な物品の購入その他これに準ずる行為を行うためのものである場合または日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、その逸脱または中断の間を除き、その後は(1)の往復する間または移動する間を含みます。

(*)1 学生教育研究災害傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*)2 大学が禁じた方法を除きます。

(*)3 社会人入試を経て大学に入学した学生が大学に通う場合は、勤務先を含みます。

(*)4 死亡保険金、後遺障害保険金および医療保険金をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
授業等	授業および次に掲げるものをいいます。 ア. 指導教員の指示に基づく卒業論文研究または学位論文研究。ただし、専ら被保険者の私的にかかるところにおいて従事するものを除きます。

	イ. 指導教員の指示に基づく授業の準備もしくは後始末または授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設における研究。
学校施設等	大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設のほか、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所をいいます。
日常生活上必要な行為	次に掲げるものをいいます。 ア. 日用品の購入その他これに準ずる行為 イ. 選挙権の行使その他これに準ずる行為 ウ. 病院または診療所において診察または治療を受けることその他これに準ずる行為
社会人入試	一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

第3条 (保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、保険金が支払われる場合には、その事故が普通約款第2条(保険金を支払う場合)(1)の表の②または③に該当したとして普通約款第5条(死亡保険金の支払)、第6条(後遺障害保険金の支払)および第7条(医療保険金の支払)の規定に基づき、算出した額を支払います。

(2) (1)の規定により普通約款第7条の規定に基づいて医療保険金を支払う場合には、普通約款第7条(1)ただし書きの規定中「下表の④から⑩に規定する金額」とあるのは「下表の②から⑩に規定する金額」と読み替えて適用します。

第4条 (保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者が第1条(保険金を支払う場合)に定める保険金の支払を請求する場合は、普通約款第25条(保険金の請求)(2)に規定する書類のほか大学の事故証明書を当会社に提出しなければなりません。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。